

北海道教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

25市町村に3年を目安に委託し、3年経過後には市町村が独自に取り組むことができるようにするとともに、新たな市町村に委託を行い、全道的な拡充に努める。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下SV）を1名、エリアスーパーバイザー（以下ASV）を7名配置し、市町村教育委員会、SSW、道立学校からの相談を受け、必要に応じて支援を行う。
- ・25市町村にSSWを40名配置。SSWの資格は、社会福祉士5名、精神福祉士4名、その他社会福祉に関する資格所有者3名、教員免許状所有者26名、心理に関する資格所有者6名、その他SSWの職務に関する技能の資格所有者1名（資格が重複している者9名）、資格を有していない者4名である。
- ・SSWの勤務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均123日程度の勤務が行われている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針の策定に当たっては、SSWの活用のねらい、職務内容、教育相談、SSW活用に当たっての留意点等を掲載した各市町村作成のリーフレットやSSWの効果的な活用を解説したSSWだよりなどにより広く周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全道連絡協議会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV
- ・地域別研修会…SSW、SC、教員、市町村教育委員会担当者、指導主事、SVまたはASV

（2）研修回数（頻度）

- ・全道連絡協議会…2回（札幌市）
- ・地域別研修会…7回（岩見沢市、旭川市、北斗市、釧路市、札幌市、室蘭市、網走市）

（3）研修内容

- ・全道連絡協議会…情報交換や研究協議により、問題を抱える児童生徒の置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワークの活用方法等の適切かつ効果的な実施及び成果の普及に役立てる。
- ・地域別研修会…関係者等により問題を抱える児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワークの効果的な実施に向け具体的事例に基づく研究協議を行い、適切かつ効果的な実施に資する。

（4）特に効果のあった研修内容

地域別研修会において、SVやASVの他、SCや教員等が加わり、SSWの持参資料に基づく発表及び発表内容に対する質疑応答と事例を基にしたSSWの対応に係る研究協議を通して、具体的・実践的なスクールソーシャルワークの在り方を確認することができた。

（5）課題

- ・北海道の広域に配置されているSSWに対する計画的、継続的な研修機会を確保し、SSWの専門性の一層の向上を図る必要がある。
- ・市町村独自で実施している市町村のSSW、SSWの未配置の市町村教育委員会担当者に対する研修機会を提供し、SSWのネットワーク形成と拡大に努める必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

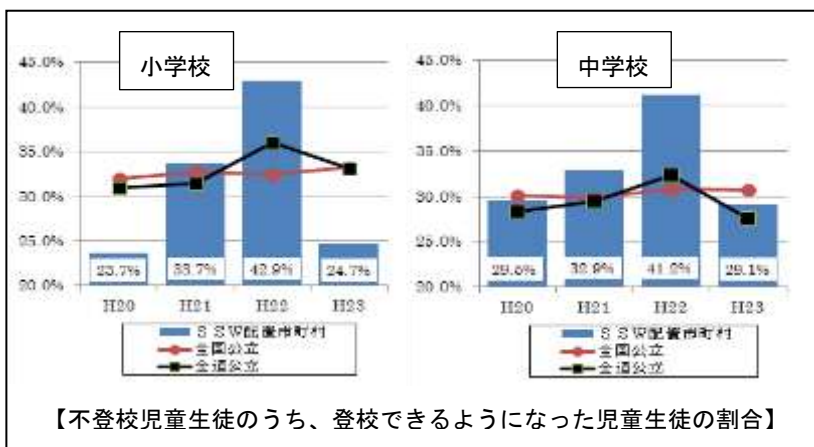
- ・当該生徒(中2)は、小学生の頃、入浴が嫌いだったため、友人から「汚い」「臭い」などと言われることがあった。中学校に進学してから、入浴して清潔にするようにしていたが、友人から「汚い」「臭い」という目で見られていると感じ、学級担任に相談していたが解決しなかった。学校に信頼できる人間は誰もいないと思うようになり、2年生の5月から登校することができなくなった。
- ・ケース会議において、不登校による生活の乱れや学習の遅れを防ぐためと、小学生の頃の様子を知らない学校に転校して登校することができるよう、適応指導教室に通級させ、学習に取り組む姿勢を継続させること、母親が勤めていた仕事を辞め、当該生徒の生活に向き合う姿勢を維持させることを確認した。
- ・SSWは、保護者との面談や当該生徒との相談を継続して実施した。適応指導教室の指導員と相談し、早い時期の学校復帰を目指して、学習の遅れを回復するため、教科の基礎・基本となる学習に取り組ませた。
- ・当該生徒は、適応指導教室において、早期の学校復帰を目標に学習に意欲的に取り組むようになり、2年生の7月に転校し、以後登校を続けることができた。母親が当該生徒の生活や学習に関心をもつようになり、母親と相談して学習塾に通うようになった。

(2) その他の活用事例 (③児童虐待)

- ・当該児童生徒(高2、中1、小4)は、母親が自宅とは別に家を借り、内縁の夫との間の子の妊娠・出産により自宅に帰らないため洗濯や入浴ができず、汚れた服を何日も続けて着ている状況が続いた。
- ・ケース会議において、ネグレクトの疑いについて、当該児童生徒の通学する学校の教員、保健福祉課担当者、児童相談所職員、子ども支援センター職員等で確認し、保護者、兄弟を含む家庭全体への支援について、プランニングを行い、関係機関の役割を明確にして継続的な支援を行うことを確認した。
- ・SSWは、児童相談所や保健福祉課等の関係機関との情報交換に努めながら、当該児童生徒の様子や状況を把握・確認しながら、状況に応じた支援を行った。
- ・当該児童生徒の長男(高2)は高校を中退し、三男(小4)とともに自宅で生活するに至り、次男(中1)は児童相談所が一時保護した。母親が出産により夜間の仕事を辞めたため、母親の長男・三男との関わり方を見守りながら、関係機関が連携して状況を把握・確認し、変化に応じた適切な対応を進めた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果



- ・左のグラフのように、SSWを配置している市町村においては、不登校児童生徒のうち、登校できるようになった児童生徒の割合が上昇する傾向にある。
- ・また、登校できるまでには至らないが、SSWが児童生徒の置かれている環境に働き掛け、学校と家庭、関係機関が連携協力して、児童生徒が抱える問題の解決に向けた取組が確実に進められ、好ましい変化が表れている事例も数多く見られている。

(2) 今後の課題

- ・道内179市町村のうち、SSWを配置している市町村は独自での実施を含め30市町村にとどまっており、SSW未配置の市町村に対する普及啓発に努め、SSWの配置拡大を図る必要がある。
- ・SSWの資格を有する人材が不足しており、SSWを養成する大学との連携を図るとともに、現在任用されているSSWに対する具体的、実践的な研修機会を確保し、専門性の向上を図る必要がある。

秋田県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等の解消

（2）配置計画上の工夫

- ・総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、計4か所に配置。
- ・教育事務所に配置することにより臨床心理士と連携した対応が可能。

（3）配置人数・資格・勤務形態

<配置人数> 総合教育センター、3教育事務所、計4名

<主な資格> 退職教員（校長経験者4名）

<勤務形態> 1日6時間×84日×4か所

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・事業の趣旨、スクールソーシャルワーカーの役割、スクールソーシャルワーカーの活動例などを記載している。
- ・各教育事務所が各市町村教育委員会を通じて、各小中学校に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW、生徒指導担当指導主事（県教委・地教委）、小中学校生徒指導主事、警察等の関係機関など

（2）研修回数（頻度）

- ・年6回

（3）研修内容

- ・SSWの任務のあり方について
- ・教育相談体制の充実に向けて
- ・相談事例に関わる協議と医師からの助言
- ・SSWの任務における成果と課題

（4）特に効果のあった研修内容

- ・適応指導教室と学校の連携についての研修
- ・病的な症状の理解と対応について

（5）課題

- ・スクールソーシャルワーカー相互の情報連携の機会を今後増やしていくことが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ・小学校4年生男子の4人グループによるいじめや授業妨害、暴言、暴力等の事案。
- ・スクールソーシャルワーカーが学校訪問による実態把握を行い、職員研修会で対応についての助言をした。
- ・スクールソーシャルワーカーが事案の解決に向けて、学校に関係機関との連携を働きかけ、ケース会議の開催に結び付けた。
- ・いじめ問題は解消したものの、児童の暴言等の問題があり、スクールソーシャルワーカーが継続して学校訪問やケース会議に出席し学校支援に努め、広域カウンセラーによる児童や保護者のカウンセリング、市の家庭教育相談員による保護者面談、児童相談所児童心理司による心理判定、特別支援教育担当指導主事による知能検査や学校支援などの対応等、関係機関との連携をコーディネートした。

(2) その他の活用事例 (①不登校)

- ・小学校5年生時の冬休み明け「病気」を理由に欠席、以後不登校が常態化し現在に至る。
- ・母親への暴言や対人恐怖、被害妄想的言動、不眠等の神経症状等が見られた。
- ・スクールソーシャルワーカーは市教委、学校からの要請を受け母親と面談した。その結果、本人の生育過程において、母親のネグレクトや父親の溺愛、両親の不和等の問題があり、そのため家庭内における本人の居場所がなく自尊感情が著しく低下していることが分かった。
- ・スクールソーシャルワーカーは学校との協議で、母親と本人の関係改善をはかることを基本に再登校につなげることを確認し、異なる立場の関係者の専門性を生かしながら協働で事態の好転を図った。
- ・学校（本人への働きかけ）、スクールカウンセラー（本人、母親支援）、児童相談所（緊急時対応）、市教育委員会（学校との連携・指導）、スクールソーシャルワーカー（関係者調整、母親面談、センターケース検討会の反映）が連携して対応した。
- ・毎週1回の母親の相談、2回の関係者ケース会議を通し、母子関係は安定に向かい、母親同伴での保健室登校、校長、担任との面談が可能になるなど、改善の兆しが見えてきた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校等訪問により、学校と地域の教育状況を理解し、SSWの業務内容を伝えることができた。
- ・適応指導教室等との連携を強化し、毎月の通級状況や各所における対応等を把握することにより、学校訪問による具体的な指導・助言を行うことができた。
- ・家庭内の問題等による児童生徒の問題行動に対してスクールソーシャルワーカーが介入し、福祉事務所、適応指導教室等との連携・調整役を務め、協議の場を設けるなどして解決に結び付いたケースが見られた。
- ・各市町村教育委員会を通じて各学校にSSWの業務内の周知が図られるとともに、対応を要する事例について、当該の学校に対し、SSWの活用を促すことができた。

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラー等との連携した取組の促進。

山形県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等を課題とする小学校へスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実情を踏まえた支援を行うことができるようにする。

（2）配置計画上の工夫

県内4教育事務所管内ごとに、各市町村教育委員会からの情報を集約し、課題を抱えている優先順位の高い小学校に支援員を派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：小学校20校

②主な資格：教員資格、精神保健福祉士資格、介護福祉士資格、看護師資格

③勤務形態：週2日×1日6時間×年間29週

または、週3日×1日4時間、週4日×1日3時間（年間348時間以内）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

①全県市町村教育委員会指導主事会議において、SSW事業の趣旨及び活動方針について周知し、連携・協力体制の構築を図る。

②県内4教育事務所ごとに、小中学校長会議を開催し、SSW事業の趣旨及び活動方針について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

③SSWの効果的な活用事例を教育事務所を通じて各市町村教育委員会及び学校に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県全体での研修会、教育事務所ごとの研修会を開催し、支援・相談に係る資質・能力の向上や、関係機関とのネットワーク構築力の向上、SSW相互の情報共有等を図っている。

（2）研修回数（頻度）

県全体での研修会を年2回、教育事務所ごとの研修会を年2回開催している。

（3）研修内容

県単独で実施している教育相談員（中学校40校配置）と合同の研修会を開催し、各地域における小中間の情報共有や連携強化を図っている。

①第1回全県教育相談員・SSW研修会「SSWの役割」（講師：福島大学教授）講義・演習

②第2回全県教育相談員・SSW研修会「学校・家庭・地域をつなぐSSW」実践発表・情報交換

③各教育事務所主催による「いじめ・不登校の未然防止と早期・適切な対応について」講義・演習

（4）特に効果のあった研修内容

本県SSWとして豊かな経験と実績をもっている方より、個別支援及び関係諸機関との連携による支援方法等について、具体的事例を基にした実践発表を行っていただき、今後のSSW事業の方向性について協議・情報共有を行うことができた。

（5）課題

本県では配置校型の事業形態をとっており、SSWは学校教員経験者が多く、一人一人の児童や保護者の思いや特性に応じた支援に長じている強みがある反面、関係諸機関との連携による支援を行う能力を向上させていく研修を重ねる必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ① A児を中心として、他の児童を仲間はずれにするなどの言動が見られ、SSWを中心として、休み時間も含めたA児の観察を行った。その記録をもとにして、校内でのケース会議を行った。その中で、A児の言動には、強い欲求不満・疎外感が感じられ、それをどのように充足していくかを保護者の養育環境への支援も含めて早急に進めていく必要があることが確認された。
- ② A児の保護者にはネグレクト傾向が見られ、市の子ども支援センターと連携したケース会議を実施した。そこでA児については、担任とSSWが協力して個別の支援（学習支援及び教育相談）を行い、市の子ども支援センターとの連携については、教頭が窓口となり、保護者への支援（相談・助言）を継続的に実施した。
- ③ A児と保護者への支援と並行して、学級の間人間関係の改善（仲間はずれにされることは誰にとってもつらく悲しいこと、つらく悲しい思いをしている人が一人でもいれば学校全体で守ること、全員が安心して楽しく生活できる学級・学校を、先生も子どもたちも力を合わせてつくっていくこと）をめざしていくことを確認し、学級通信や保護者懇談会でも継続的に伝えた。
- ④ A児の成長と学級の間人間関係が改善していることを、担任及びSSWが保護者に伝え、今後も学校・家庭・支援センターが協力して、A児の望ましい成長を支え導いていくことを確認した。

(2) その他の活用事例（不登校児童への支援）

- ① B児は体調不良を訴え不登校傾向が見られるようになった。B児の体調を最優先とし自らの意志による登校を待つ姿勢で対応してきたが改善が見られず、B児も家庭も不安定な状況となった。
- ② SSWが、B児と保護者それぞれと面談を行い、悩みやつらさを受け止めながら、今後も定期的な面談を行うことを提案し了承を得る。
- ③ B児の保護者に、医療機関と連携した支援を行うことを提案し、了承を得る。
- ④ SSWと医療機関のPSWが事前にアセスメントと情報交換を行い、通院の際にはSSWが同行する。
- ⑤ SSW介入による継続的な支援及び医療機関との連携によって、B児は別室登校を基本としながら、担任と一日の授業を確認しながら、自らの意志・決定で授業参加ができるようになった。
- ⑥ 現在は、完全登校で通院も終了。家庭でも安定した生活を送っている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWと学校が支援を行い、改善が見られた事例の割合は、以下の通りである。

- ① いじめ・暴力行為・その他の問題行動等について：77.3%（H23年度 75.5%）
- ② 不登校について（年間30日以上欠席児童：56.2%、年間30日未満の児童：88%）

以上の数値より、問題行動等については、児童の思いを理解し、寄り添った支援が、改善につながっていることがわかる。また、年間30日未満の「初期段階」の支援がきわめて効果的だという成果が出ている。

(2) 今後の課題

本県が行ってきた配置校型の事業形態は、個別支援・早期対応において成果を挙げてきたが、関係諸機関との連携・協働による支援及びスーパービジョン体制の構築という点において課題があった。そこで、平成25年度より、配置校型のSSWに加えて、派遣型のエリアSSWを4教育事務所ごとに配置して、各管内の関係諸機関との連携・協働及びスーパービジョン体制の強化を行う。また、エリアSSWの資質・能力向上を図るために、大学等との連携を図り、研修内容をさらに充実させていく。

茨城県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを支援を必要としている小学校及び中学校に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・市町村教育委員会からの派遣要請に応じて、小学校及び中学校に派遣
- ・経験豊富なスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザー的に派遣することで、必要に応じて2人で対応できる体制を整備

（3）配置人数・資格・勤務形態

【派遣人数】：9人

【資格】：社会福祉士6人、精神保健福祉士1人、教員免許4人、心理に関する資格2人（重複有り）

【勤務形態】：（派遣型）原則週1回7時間（派遣回数12回）

※実態に応じて、派遣回数を変更・延長可能

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【主な内容】

スクールソーシャルワーカー活用事業の①ねらい、②派遣方式、③資格、④活動内容、⑤活用に当たっての配慮事項、⑥活動のイメージ、⑦派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】

「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて」の資料を作成し、各市町村教育委員会に配布するとともに、指導主事等研究協議会（年3回）等において活用を周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・年2回（7月、9月）

（3）研修内容

- ・各派遣校における活動状況についての情報交換及び課題について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・個別のケース検討、スーパーバイザー的人材の効果的な活用について

（5）課題

児童生徒の支援に関わる県生徒指導相談室相談担当者や各市町村教育相談担当者等を含め、他の相談機関等との連携の充実を図ること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【概要】

児童A（小5女子〔派遣期間〕H24.10～H25.1）は小学校入学時に他市より転入。同学年の女子に主張の強い児童Bがおり、児童Aを含めて主張の弱い児童は仲間はずれになることがあった。1学期には登校しぶりがあり、母親から児童Aに内緒で学校に相談があった。児童A及び母親への支援を検討する中で、スクールソーシャルワーカーによる支援が開始された。

【対応と経過】

- ・管理職を含めたケース会議で支援策を協議し、支援計画を立て、定期的に母親との面談を行い、母親の心の安定を図った。
- ・友人との遊びの場面の観察や交流を通して、児童Aの心の安定を図るとともに、児童Bとも交流し、B自身の心の安定を図った。

【結果】

児童A・Bそれぞれの心の安定を図ったことで、児童Aは安心して、学校生活を送れるようになった。また、母親の不安も解消されたことから、母親との定期面談も終了した。

(2) その他の活用事例

【概要】⑥家庭環境の問題、⑨発達障害、⑩その他（経済問題）

児童C（小3女子〔派遣期間〕H24.7～H25.3）は母親が高校生の時に出産。学区外から主に祖母の送迎により登校。自己主張が強いが、同学年に主張の強い児童がもう一人いるため、いさかいが絶えない。家庭では母親は昼夜に渡って働きに出ているため、養育が十分になされておらず、食事をとっていなかったり、学用品が揃っていなかったりすることが多い。落ち着いた学校生活を送れるように本人と家族への支援を開始された。

【対応と経過】

- ・管理職を含めたケース会議で、支援策を協議し、支援計画を立て、休み時間は同学年の児童も一緒に交流し、円滑に遊べるよう支援した。
- ・放課後の迎えにあわせて、保護者との面談を行った。
- ・幼児期より育てにくさを抱えていたため、保護者に児童相談所や保健所にも支援を求めるように勧めた。

【結果】

児童相談所の心理検査で軽度の発達障害の診断を受け、適当な支援がなされるように、学校、病院、児童相談所、児童福祉課と情報交換・共有を勧めた結果、落ち着いて生活できるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度に本事業をスタートさせ、平成24年度は2年目を迎えた。スクールソーシャルワーカーの派遣人数、派遣回数及び児童生徒への支援件数ともに増加している。

【平成23年度】

- ・派遣人数：3人、派遣回数：91回（小学校2校、中学校3校）
- ・児童生徒への支援件数：129件〔問題が解決及び好転したケースが48件（37.2%）〕
- ・関係機関とのケース会議の開催回数（4回）

【平成24年度】

- ・派遣人数：9人、派遣回数：119回（小学校6校、中学校3校）
- ・児童生徒への支援件数：132件〔対問題が解決及び好転したケースが56件（42.4%）〕
- ・関係機関とのケース会議の開催回数（45回）

(2) 今後の課題

より多くの学校への派遣と継続した支援を可能にするため、平成25年度は、1回当たりの派遣時間を7時間から4時間に変更し、総派遣回数を120回から210回に増加した。今後、派遣回数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーの人材の確保と育成が課題となる。

栃木県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町村教育委員会と協力して、保健福祉部局等の関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行うことを目的としている。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー（SSW）3名を県北、県央、県南に位置する3つの教育事務所にそれぞれ配置することにより、県内全域に幅広くかかわれるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 3名
- ・資格 特になし（県福祉部局OB2名と県警察本部OB1名）
- ・勤務形態 1日当たり6時間、週3日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

実施要項に、事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等を盛り込み、各教育事務所、市町村教育委員会を通じて周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー、配置教育事務所指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回

（3）研修内容

- ・事例研究会
- ・市町村教育委員会、学校との連携 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等への対応についての事例研究
- ・保護者支援が必要とされる事例研究

（5）課題

- ・勤務日数の関係で、十分な研修の日数が確保できない。
- ・スクールソーシャルワーカー同士の交流をさらに充実させ、それぞれが担当する事案についての共通理解を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

学校から、長欠でひきこもりがちな児童に対し、所在が確認できないので心配であるとの依頼により家庭訪問をすることとなる。最初のうちは「関わらないでください。」と断られたが、その後何回も訪問を続けていくうちに、何とか話をしてもらえるようになった。父の話によると、本児は学校でいじめを受けており、今の学校には登校したくないので、転校も考えているとのことだった。

学校は、いじめの事実の確認をするとともに、安心して学校生活を送れるようにするという約束のもと登校を促したり、適応指導教室を勧めたりしたが、本児が登校することはなかった。そのため、スクールソーシャルワーカーが市町の児童福祉関係機関、市町教委と連絡をとり、学校で何回もケース会議等で話し合いを行い、さらに家の人とも学校で話し合いを行った結果、通学できるようになった。

(2) その他の活用事例

【事例1】③児童虐待

- ・担任教師の児童に対する対応について不満があり、児童を登校させていない。また、学校と教育委員会の対応にも納得がいかず、謝罪を促すとともに、親子心中をほのめかす発言をしていた。そこで、設置者の要望により、ケース会議に参加した。警察の立場から介入できる方策等について助言した。

【事例2】②暴力行為、⑤非行・不良行為、⑥家庭環境の問題

- ・暴言や器物損壊などの行為を繰り返し、他生徒への暴力や恫喝、授業妨害などの問題行動があり、併せて、家庭環境が複雑で、過去に被虐待の経験がある生徒に対して、本気で関わることと、関わる人数を少なくしてその中でキーパーソンを決めて、信頼関係の構築を図るよう助言した。また、母親とのパイプが切れないようにすることも伝えた。結論を焦ることなく、児童相談所や他の関係機関とも連携しながら対応し、万が一何か起こった場合には速やかに専門機関へつなぐよう助言した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各種会議において、専門的知識により建設的な助言をすることができる。
- ・警察OBのスクールソーシャルワーカーについては、警察とのパイプ役としても重宝されており、必要な情報を効果的に収集することにより、問題解決に寄与している。
- ・福祉部局OBのスクールソーシャルワーカーについては、教育関係機関はもちろん、保健福祉関係機関をつないで、情報等の連携を徐々によい方向に進んでいくケースが多く見られる。
- ・学校だけでは解決困難な事案について、スクールソーシャルワーカーの経験を生かした指導・助言ができています。
- ・市町教育委員会が、学校へ対応を助言する際の良き相談者となって支援することができた。

(2) 今後の課題

- ・勤務日数が限られているため、対応が必要なときの連絡調整が難しい。
- ・専門的立場からの助言は参考になるが、教育現場との温度差が大きすぎるとすぐには受け入れがたいものになってしまうことも懸念される。スクールサポーターによる計画訪問に可能な限り同行してもらい、学校現場への理解を深めてもらうことも重要であると言える。
- ・スクールソーシャルワーカーが事務所に配置されていることやその活動内容について、地域、学校へ啓発する必要がある。

埼玉県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子供が置かれた様々な環境へ働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーの配置を希望する市町村教育委員会が実施計画書を県に申請する。県教育委員会は、計画書とその市町村の生徒指導上の課題等を照らし合わせた上で、県内配置のバランス等を考えて配置の計画を立てている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数 男 11人 女 25人 計 36人

② 資格（重複有り）

・教員免許状 18人 ・社会福祉士 7人 ・精神保健福祉士 4人
・社会福祉主事 2人 ・臨床心理士 3人 ・介護福祉士 2人

③ 勤務形態 1日6時間 年間74日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーに対しても連絡協議会で周知している。主な内容として、「スクールソーシャルワーカーを活用することが効果的と考えられる子供」「スクールソーシャルワーカーの活動内容」「連携を図る関係機関（関係者）」などを具体的に示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業担当者又は代理の者
- ・関係各市町教育委員会配置スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会を、年3回実施。（4月、8月、1月）

（3）研修内容

- ・事業実施に関する説明 ・講演 ・実践発表 ・事前の質問（事例）に対するスーパーバイズ
- ・事例を基にしたグループ協議 ・情報交換 ・その他

（4）特に効果のあった研修内容

- ・講演「スクールソーシャルワークという仕事 ～その魅力と可能性～」
- ・事前の質問（事例）に対するスーパーバイズ
- ・事例を基にしたグループ協議

（5）課題

- ・特別な資格を有すことを採用条件としていないため、教育と福祉のそれぞれの分野において、知識や技能が高まる研修が必要である。
- ・全てのSSWが同じ支援をできるよう、プランニングや介入方法の実践的な研修を取り入れるなどの工夫をする。
- ・効果のあった事例について情報交換する場を増やすとともに、SSW同士が協議しながら高め合える研修を計画していく。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

1学期、小学校3年生男子のA君は、いつも暴力的で、感情が高ぶりやすく、落ち着きがなかったため、授業の雰囲気や壊したり、担任にも反抗的だった。また、弱い者いじめの常習で、該当児童の保護者からの訴えが担任に寄せられることもあった。

S SWは、授業でのA君の様子を観察し、校長、担任に相談して、保護者との話し合いを持つように進言した。保護者の話から窺われるA君の家庭での様子などを聞く中で、A君自身の困り感が非常に大きいことを保護者に理解してもらい、クリニックでの治療を勧めた。結果として、ADHD傾向があることが分かり、薬の服用を始め、2学期には落ち着いた生活を取り戻せた。同時に、弱者へのいじめも収まり、学習にも取り組むようになった。常習的ないじめも収まり、現在は学級の雰囲気も明るくなった。

(2) その他の活用事例

- ・不登校や発達障害等の問題を抱える児童生徒とその家庭に対して、家庭訪問を中心に働き掛けを実施している。直接、家庭で相談することで、より個別の状況を把握することができ、微妙な心理状況も推察することが容易となっている。そのため、学校や市福祉部などの関係機関と連携を図る際、より適切な状況把握と働き掛けが可能となっている。学校との信頼関係の醸成に一定の効果をあげており、教室復帰する児童生徒が増えている。(①不登校)
- ・S SWが、学校、子育て支援課、家庭児童相談室、保健所等の関係機関と連携して、児童生徒、保護者を支援し、多くの問題や不登校等が改善された。(①不登校)
- ・周囲に相談できる人がいなくて、孤立状態で子を養育せざるを得ない保護者の話を傾聴することで、母親の精神的な安定を得ることができ、結果として子供の生活の改善につながった。(⑥家庭環境の問題)
- ・不登校児童生徒の対応に悩む担任に直接アドバイスする機会が得られ、学校と協働して対応を図ることができている。(⑦教職員との関係の問題)
- ・発達障害への理解と、具体的取組を支援してきたが、多くの児童生徒がWISC等を受け、各学校で具体的支援を進められるようになってきた。(⑨発達障害等に関する問題)

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校側が保護者との関わりが難しかった家庭にS SWがパイプ役になることによって良い関係が築けてきている。S SWの役割について学校側の理解が進んできたことにより、有効に機能してきている。
- ・S SWの配置に伴って学校の意識に大きな変革が見られる。これまでの学校は、学校内部で課題解決を図ろうとする傾向があり、学校の多忙化の一因にもなっていた。S SWが学校とつながることで子供や家庭を支える社会資源の活用に目が向くようになり、子供や家庭を支える役割分担の重要性について認識されるようになってきた。それに伴い「開かれた学校」の意識が高まり、保護者や地域の学校への信頼も高まってきている。
- ・年3回の活動状況調査を実施し、成果と課題を明らかにして、関係各市町村教育委員会にフィードバックしている。

(2) 今後の課題

- ・配置人数、配置日数、配置時間について効果的な活動ができるよう工夫・改善する。
- ・多様化する保護者や子供に対応できるよう、S SWとしての技法を向上させる。
- ・S SWの活用には学校による温度差が見られるため、積極的に活用が図れるよう定期的に学校を巡回訪問できる体制を整える。

千葉県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関等の関係機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談等を行う。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内の教育事務所に配置することで、担当地域を明確にし、早期対応を実現するとともに、関係機関や担当指導主事、スクールカウンセラースーパーバイザーと連携を密に行える環境となっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県内5教育事務所に1人ずつ計5名を配置。
- ・年間140時間以内の勤務時間とし、週1日4時間程度の勤務を原則としている。ただし、1日の勤務時間は、最大7時間45分まで延長できる。勤務監督者は、各教育事務所長とする。
- ・スクールカウンセラーの中から経験豊かな者を選出している。併せ持つ資格としては、臨床心理士、精神保健福祉士、教員免許がある。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「活用の指針（教育事務所<市町村教育委員会・学校>用）」を策定（SSWの活用方法に加え、サービスや校内の活動体制、環境整備などを記載）し、各教育事務所、各市町村教育委員会に配付するとともに管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー5名（スクールカウンセラーと合同で研修会を実施）

（2）研修回数（頻度）

- ・年間2回

（3）研修内容

- ・県子どもと親のサポートセンターによる研修会の実施。
- ・県教育庁各教育事務所による地区別研修会の実施。
- ・県子どもと親のサポートセンターの事業によるスーパービジョンの受講。
- ・各教育事務所配置のスクールカウンセラースーパーバイザーからのスーパービジョンの受講。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・県子どもと親のサポートセンターによる研修会で招いた講師の講話が実践的な内容であった。
- ・研修会において、地域の実情に応じた情報交換ができる。特に、関係機関についての情報交換、地域の学校に勤務するスクールカウンセラーとの情報交換は有効である。

（5）課題

- ・現在のところ、スクールカウンセラーと合同での研修のため、スクールソーシャルワーカーの活動に特化した研修内容を設定しづらい状況がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

母子家庭で、中学時代、いじめ関係で転校歴のある高校生。いじめの内容と遺書のようなものを残し家出をし、その後、保護されて面接となったケース。スクールソーシャルワーカーが学年主任、教頭と話し合い、現在抱えている問題を整理した。その後、スクールカウンセラースーパーバイザーが本人、母親それぞれと面接を行い、担任とのつなぎをしながら、本人の気持ちを受け止めるように行った。結果、本人自身が、自分の気持ちを周囲が理解してくれたと捉え、いじめに関する問題は解決の方向へ向かった。

(2) その他の活用事例

【事例1 (①不登校)】

小学校女子。虐待も疑われる不登校のケース。訪問相談担当教員(県内11の地区不登校対策拠点校に1名ずつ配置)による定期的な家庭訪問が行なわれている。家は乱雑だけでなく不衛生で、身なりもままならない。スクールソーシャルワーカーは訪問相談担当教員のケース会議、また学級担任が出席した不登校研修のケース会議に出席。現在は、訪問相談担当教員の訪問時のみ学校に登校している。

【事例2 (⑨発達障害等に関する問題)】

小学生のケース。本人はアスペルガー障害の診断を受けている。高学年になり、対人関係のつまずき、学習の遅れがみられるようになり、クラスに居づらくなる。母親は、医療機関と療育専門機関に相談。母親、療育専門機関の職員、管理職、学年主任、担任、特別支援コーディネーターが参加するケース会議にスクールソーシャルワーカーも参加。意見交換と、今後の対応について話しあった。それぞれの専門性があり、すれ違っていた部分が、話し合いを持つことにより解消された。現在は、通級支援を受けながら、学校生活を送っている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援を行った28件の事案のうち、15件が「問題が解決」または「支援中であるが好転」した。
- ・教職員等とのケース会議の開催回数は50回で昨年度に比べ26回増、関係機関等とのケース会議の開催回数は32回で6回増となっており、ケース会議による事案の検討が進んできている。
- ・各学校におけるコンサルテーションが有効に作用し、教職員及び関係機関職員の対応が統一された。

(2) 今後の課題

- ・年間勤務時間数に制限があり、多様なニーズに応えるための時間が不足している。
- ・スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解を更に進める必要がある。スクールソーシャルワーカーの活用の指針について、更に周知する必要がある。

東京都教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどし、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

（2）配置計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 55人
- 実施地区 31区市町
- 資格
 - i) 社会福祉士〔32人〕
 - ii) 精神保健福祉士〔15人〕
 - iii) その他社会福祉に関する資格〔4人〕
 - iv) 教員免許〔14人〕
 - v) 心理に関する資格〔16人〕
 - vi) その他スクールソーシャルワーカーの職務に関する技能の資格〔4人〕

※複数回答のため、総和は配置人数を超える。

- 勤務形態 事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 策定 児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒等への支援を円滑かつ効果的に推進するための基本事項を示した「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」を策定した。
- 主な内容 「スクールソーシャルワーカーとは」、「スクールソーシャルワーカーの採用」、「スクールソーシャルワーカーによる対象となる事例」、「スクールソーシャルワーカーによる支援」、「スクールソーシャルワーカーの配置形態」、「教育委員会による支援」、「学校における効果的な活用のために」、「スクールソーシャルワーカーの活用事例」、「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」等
- 周知方法 健全育成担当者を対象とする連絡会等を通じて、区市町村教育委員会に繰り返し周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

教育委員会事務局内に設置する「学校問題解決支援チーム」に、心理職や警察OB、指導主事等とともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、早期対応による学校支援と専門家によるチームとしての学校支援を行っている。各学校は、いじめを認知した時点で、学校問題解決支援チームにその旨を報告し、巡回型スクールカウンセラーが状況の確認を行うとともに、家庭への支援が必要であると判断される場合には、スクールソーシャルワーカーが中心となり、医療機関や福祉関係部署、警察等の関係機関との連携を図り、相談・同行・代弁の各機能を活用し、家庭を支援する。

(2) その他の活用事例

①不登校

中学校入学後から不登校となり、昼夜逆転、ひきこもりの状態であった。特別支援コーディネーターから依頼があり、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問すると、いつも玄関は開いたままで応答はなく、部屋にはゴミ袋が散乱していた。地区の民生委員と連携し、当該家族の生活時間等の情報を得て、スクールカウンセラーや担任とともに訪問を続け、3か月後に本人と面会することができた。面会の際に、当該生徒は「学校に行って何もわからず座っているより、家族に喜んでもらえる料理を作りたい」と語り、調理師を将来の夢を据えるようになった。調理師になることを目指し、無理のない程度から自宅での学習を始め、やがて3年次には時々学校に登校できるようになった。当初は難しいと思われていた高校合格を果たし、調理師を目標に努力を継続している。

②発達障害等に関する問題

小学校において、学年が上がるにつれクラスの友達から敬遠されるようになり、一緒に遊ぶ友達がいない状態であった。また、学校でもパニック行動が増え、家でも母親に手を出すようになり、母親は精神的に落ち込んでいた。通級指導学級でも同様の行動パターンに示してきたことから、学校で母親を交えてケース会議を開いた。母親の負担軽減への家事支援、子供への余暇支援や学習支援のための人材を派遣した。

また、当該児童に対して、療育センターにおいて認知行動療法を実施し、自己コントロールが少しずつできるようになってきており、母子関係も過熱せずに維持できつつある。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーの効果についての周知が広く浸透してきており、平成21年度の実施地区は15地区であったが、平成24年度では31地区まで増加した。
- スクールソーシャルワーカーが家庭や学校等、児童・生徒の置かれた環境に働きかけることにより、平成24年度に対応した2135件の事例のうち、40%の事例において、問題が解決または好転するなどの改善が見られた。

(2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施を希望する区市町村教育委員会は増加傾向にあり、事業実施に向けて、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材の確保を図ること。
- 本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実を図ること。

神奈川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校へ派遣している。

（2）配置計画上の工夫

各教育事務所に配置されたSSWは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）はSSWに助言指導を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校からの要請を受け、事案に対応する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

SSWを5教育事務所に計9名配置し、SSWSVを教育局に1名配置している。主な資格は社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状所有者等となっている。

勤務形態 SSW 年間 490 時間（1回7時間、年間70回）の勤務

SSWSV 年間 455 時間（1回7時間、年間65回）の勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を作成し、県教育委員会のホームページにてSSWの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組みを進めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSWSV、SSW、スクールソーシャルワーク・サポーター（以下、SSWSとする）、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会 年2回 連絡会 年1回

（3）研修内容

【連絡協議会】教育と福祉の連携による「生活保護家庭への支援」「児童虐待への対応」等について、県保健福祉局に講師を依頼し、それぞれの現状と課題についての講義を受けた後、地域ごとに分かれ、教育と福祉の連携による「地域における子ども支援」をテーマに、顔の見える関係づくりと多様な支援を必要とする児童・生徒に対する多機関連携のあり方や学校と関係機関との連携が円滑に進むためのポイント等について協議を行った。

【連絡会】SSWの各地域での実践における成果と課題について協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

県の保健福祉局が作成した生活保護家庭の児童・生徒を対象とする「子ども健全育成プログラム」をもとに、SSW等を窓口とした学校と生活保護担当との具体的な連携のあり方について確認した。また、「児童虐待の防止等に関する意識等調査結果報告書」の結果をもとに、学校と児童相談所の抱える課題を明らかにし、子どもの最善の利益のための機関連携促進の方策について検討した。

（5）課題

SSWの限られた勤務時間の中での効果的な研修のあり方。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

中学3年生の女子生徒。日ごろから友人とのトラブルのみられる生徒であるが、インターネット上に悪口を書かれるといういじめを受け、それがきっかけとなって不登校となった。加害生徒は自分の非を認め、被害生徒に対して謝罪したが、「謝罪の仕方が悪い」と言って納得せず、不登校の改善が見られなかった。学校から相談を受けたSSWが情報を整理し、問題の要因を分析したところ「人間関係のスキルが未熟であり、自分の気持ちを言葉で表現することが苦手である」「母親の精神的な不安定さが本人の精神的な不安定さにつながっている」と見立てた。そこで校内ケース会議で長期目標を「家族とともに、適切な進路指導を行う」短期目標を「人間関係のスキルを育てる」「本人の不安感をとりのぞくために母親を関係機関につなぐ」とし、具体的な支援方法を立案し役割分担を行った。

SSWは担任と共に家庭訪問を繰り返し、母親を精神科への通院につなげた。母親の精神的な安定が見られると、本人の生活も安定し登校できるようになった。スクールカウンセラー（以下、SCとする）が本人のカウンセリングを継続的に行ったが、本人に自傷行為が見られ、学校は本人への適切な対応について県精神保健福祉センターや県総合教育センターの精神科医によるコンサルテーションを受けた。学級担任は本人と日記を仲立ちに関わりを深め、本人の興味あることや得意な面を引き出し、学校で本人が少しずつ活躍できる場面を増やすことで、進路に向けた意欲も高まり、友人との関係も安定した。

(2) その他の活用事例

中学2年生の男子生徒。学校で気に入らないことがあると激しく暴れることがあり、器物損壊行為があった。また、保護者との面談では家庭でも母親に対する暴言や暴力があることがわかった。

学校から相談を受けたSSWが情報を整理し、問題の要因を分析したところ「本人の感情のコントロールと、父親不在の子育て、母親の本人の養育に対する不安」と見立てた。そこで校内ケース会議で長期目標を「本人が社会性を身につけ、進路に向けて前向きに取り組むことができるようにする」とし、短期目標を「本人が自分の気持ちを言葉で表現する」「母親の精神的疲弊感の軽減を図る」とし、具体的な支援方法を立案し役割分担を行った。学校では本人への関わりや指導を工夫し、本人が落ち着いて授業を受けられるよう働きかけた。SCは本人に気持ちが高ぶったときにコントロールする方法を伝えた。担任が本人の気持ちを聞き取る中で、家庭での居場所のなさが語られ、学校は保護者と本人を県警少年相談・保護センターにつなげ、それぞれが定期的な相談を受け、家庭での保護者の関わりが改善された。それとともに本人の進路に向けた意欲が高まり、学校生活が安定した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成23年度より週2回年間70回の活動となり、「支援対象児童・生徒数」や「連携した関係機関等の数」などが増加し、平成24年度の支援対象児童・生徒数は、小学校513名、中学校548名、高等学校41名、計1102名で、うち継続者数は、小学校306名、中学校353名の計659名であった。また、連携した関係機関等については、件数の多い順に「教育支援センター等の学校外の教育機関」1052件、「児童家庭福祉の関係機関」682件、「保健・医療の関係機関」387件で、全件数の合計は2513件であった。継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「児童虐待を除く家庭環境の問題」309件、「不登校」192件、「心身の健康・保健に関する問題」117件で、全件数の合計は945件となっている。

(2) 今後の課題

平成23年11月より平成24年度まで、SSWSを各市町村に配置し、SSWと連携しながら問題を抱える児童・生徒に対してより迅速にきめ細かな支援を行った。SSWSの配置は、学校と地域の関係機関等との支援ネットワークをより機能させるために有意義であり、各市町村独自での配置も進んでいるところである。

また、SSWの事業開始から4年が経過し、SSWについてより周知され、その有効性が認知されたため市町村教育委員会や各学校からのニーズが高まり、対応するには時間数の増加が必要である。さらに、各学校が児童・生徒の支援を行うにあたり、SSWから必要な視点や手法を学び、主体的に関係機関と連携できるようSSWの活動を充実させる必要がある。

新潟県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ① S S Wを核とした市町村サポートチーム等との緊密なネットワーク構築
- ② 学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③ 当該児童生徒の複雑な環境への継続的支援による問題の防止と解決

（2）配置計画上の工夫

- ・ 上越・中越・下越の各教育事務所に配置し、要請等に応じる「派遣型」。上越（小中学校数112校）に1名、中越（307校）に2名、下越（164校）に1名、計4名配置し全県を網羅する。
（ ）は管内の24年度小中学校数
- ・ H24（23）年度は、計画訪問82（102）、要請訪問493（511）、緊急4（17）、その他114（118）、計693（748）件。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数4名（臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許）
- ・ 教育事務所長が週30時間の勤務を割り振る。週4日、1日7時間30分勤務(8:45～17:15)。
- ・ 勤務日以外の平日（週1日）は、市町村と契約しS CやS S Wとして雇用されている者もいる。
- ・ 通勤費は別途支給。年休16日（5年度）、忌引・夏季休暇等あり。雇用・社会保険あり。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するために」パンフレットA4判4ページを各教育事務所から、市町村教育委員会を通し、各学校にメールでデータ配信する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ① 生徒指導担当指導主事会議（本庁、各教育事務所、県立教育センターの生徒指導担当者）
- ② 全県サポートチーム連絡協議会（29市町村教育委員会生徒指導担当指導主事、本庁・事務所担当者）
- ③ 事例検討会（本庁・事務所担当者）

（2）研修回数（頻度）※全て年3回

- ① 生徒指導担当指導主事会議、② 全県サポートチーム連絡協議会、③ 事例検討会

（3）研修内容

- ① 生徒指導担当指導主事会議（生徒指導上の喫緊の課題確認、各事務所管内の事案の情報共有）
- ② 全県サポートチーム連絡協議会（本事業を効果的かつ円滑に実施するために、事業周知及び情報交換を実施。協議会終了後にS S Wと担当者による運営協議会を行う。）
- ③ 事例検討会（業務遂行に関する情報交換、各S S Wが事例を持ち寄り検討し、義務教育課臨床心理士によるスーパーバイズを行う。）
- ④ 日本学校ソーシャルワーク学会全国大会等への参加（H24年度なし）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 事例検討会は、S S Wのケース対応を学び合い、困難事例に対するアセスメントのアプローチを確認し合うなど、資質向上に大変有効。また、各教育事務所の職場環境やS S Wへの対応について情報交換し、S S W担当者の役割やS S Wの自己有用感を高める職場の対応について、意思統一ができた。
- ・ 派遣要請増による業務の過密や長距離移動、勤務の振替対応等についての運営協議

（5）課題

- ・ 県の雇用年限（5年）と現場のニーズに応える優秀な人材確保が大きな課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

◇「いじめ」による不登校解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例概要】

小5年時のいじめにより1年以上不登校。転校するが対人恐怖による引きこもり状態が続き、心療内科通院以外は部屋から出ない、夜中に突然泣き叫ぶ、自分を否定的に扱うなど不安定行動が続いていた。家庭内では本児に対する対応が混乱し、責め立てる空気が強い状況。親の学校拒否もあり、転校先の学校とも関係を築けなかった。

【SSWの対応・・・第1段階の支援として】

- 親自身のダメージのケアと親が児童のケアの主体に戻れる支援。
- 担任との新しい二者関係の構築による児童の対人恐怖の軽減。
- 児童の自己イメージを改善し、家族の中で笑顔を取り戻す。
- ・校外の相談者という立場で実現したSSWとの保護者面談

親の喪失と怒りのケアを行いつつ、面談ごとに数分間、担任との自然な顔合わせの機会を提供。児童に新担任のイメージを伝えてもらう事から始め、担任からの体温を感じられる手書きのメッセージや、本児の興味に響く具体的な約束などを段階的に保護者経由で伝えてもらい、児童と担任の電話での会話が可能となった。

- ・担任との面談の実現

3か月後から家庭訪問で担任と児童の面会が実現。徐々に関係が強化され面会機会も増加。

- ・家庭内の役割の具体化による変化

担任の面会による児童の変化の報告に合わせ、家庭内で役割を持つことを母親と具体化。児童の料理は家族から「おいしいね」「ありがとう」という承認の言葉に繋がり、児童の力を引き出し始めた。徐々に自分でレシピを調べ主菜も作るようになり、祖父母と家庭菜園での野菜作りや近所の店に食材を選びに行くなど家の外に出られるようになった。

【今後の展望】

親と担任が児童のケアの主体となり、動きが見え始めたことで家族が力を出し始めたと考えられる。その後、医療との連携や学校の受け入れ体制の整備など第2段階の支援が可能となった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各種関係機関にSSW活用事業についての周知が広まり、SSWのコーディネーションにより学校と関係諸機関の連携が円滑になった。学校の危機管理や日常のリスク管理の体制を整えることが必要であり、そのためにSSWを適時活用することでアセスメントが実施され、問題発生時の適切な対応が可能となった。
- ・家族支援に力を発揮するSSWは保護者と学校の関係改善、信頼の構築に力を発揮し、学校現場の負担の軽減を図り、教職員の困難事例対応のスキルアップに寄与している。

【対応件数】平成22年度625件、平成23年度1001件（376件増）、平成24年度1400件（399件増）

【支援状況に対する解決率（解決・好転した事例）】平成22年度625件中323件51.7%、平成23年度1001件中403件40.3%、平成24年度1400件中1064件76%

【SSWを活用した学校の割合】小学校13.5%（55/407校）、中学校37.5%（66/175校）

(2) 今後の課題

- ・「問題対応型」生徒指導へのSSW活用以外に、「予防、開発・育成型」生徒指導の推進での活用
- ・困難事例に対し、SSWは学校と行政を結び、有機的に機能して児童生徒の安定した生活の確保に努めることが一層重要な役割となる。

富山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

- 市町村教育委員会に派遣し、原則、学期毎に市町村教育委員会の要望を踏まえて派遣時間を見直す。
- 緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整える。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 19名
- 資格 社会福祉士10名 精神保健福祉士4名 その他社会福祉に関する資格3名
教員免許5名 心理に関する資格2名 資格を有していない2名
- 勤務形態 市町村の実態に応じて、週2時間～週16時間、年間32週派遣

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- スクールソーシャルワーカーは、家庭等の環境に働きかけ、よりよい教育環境づくりのためにネットワークを築く社会福祉の専門家であり、社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、必要に応じて関係機関や人材をつなぐ役割を担っており、県教育委員会はスクールソーシャルワーカー活用事業を積極的に推進していく。
- スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者

（2）研修回数（頻度）

- 年3回

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーの役割について
- 事例研修

（4）特に効果のあった研修内容

- 具体的な事例に対するスーパーバイズ

（5）課題

- 全員が参加できる研修時間の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- 中学2年生 女子
- 小学校5年生のとき他県から転校し、転入先の小学校で、男子児童から頻繁にからかわれた。
- 中学校入学後、部活動内で嫌なことを言われたり、教室内でからかわれたりすることが続き不登校となる。
- スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を繰り返し、当該生徒と信頼関係を築く。
- 当該生徒の相談にのりながら、適応指導教室を紹介したところ、通級を始める。
- スクールソーシャルワーカーが適応指導教室の指導者につなぐ。
- 中学2年の2学期より、スクールソーシャルワーカーが学校の受け入れ体制を家庭に伝え、当該生徒の不安を取り除くように努めた結果、母親の協力もあり保健室登校を始める。

(2) その他の活用事例

- 小学校6年生 男子
- 小学校3年生より不登校になり、家庭に引きこもる。
- 当該児童は、暴力的な行為を自制して押さえることが困難である。
- 母親は、幼い頃から押さえつけるような育児をしてきたことが原因であると自分を責めている。
- 父親は積極的に関わろうとしない。
- 母親は学校関係者との接触を拒絶していたが、スクールソーシャルワーカーが母親の思いを共感的に受け止めることに努めた結果、スクールソーシャルワーカーと保護者の間に信頼関係が築かれてきた。
- 当該児童が家庭で暴れたり、暴言を吐いたりしたときの対処方法についてアドバイスすることで、母親は少しゆとりをもって子どもと接することができるようになる。
- 病院、適応指導教室を紹介したり、カウンセリングを受けたりすることを勧める。
- 父親に子どもとの関わり方をアドバイスしたところ、子どもと父親のつながりが強くなっていく。
- 母親から、子どもが甘えるようになってきたことや、家族関係がよくなってきたとの報告を受ける。
- 3学期に4日間登校したが、友達とトラブルはなかった。
- 中学校進学に期待をもっている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 市町村福祉課等の関係機関との連携が円滑に行えるようになった。
- 教員が活用できる社会資源に目が向くようになってきた。
- 学校関係者に拒絶反応を示す保護者に対して粘り強く働きかけ、学校と家庭をつなぐことができた。
- 不登校状態を改善の方向に向かわせることができた。
- スクールカウンセラーとの協働を進めていくことができた。

(2) 今後の課題

- 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上のためのスーパーバイザーの確保が難しい。
- 教員や保護者にスクールソーシャルワーカーの役割を更に周知していく必要がある。
- いじめの被害者の支援に特化したスクールソーシャルワーカーの活用が必要である。
- 予算の確保が難しい。

石川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・暴力行為及び、主として遊び非行型の不登校に関して学校における生徒指導を支援する。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内4教育事務所管内ごとの児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、17名のスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、学校へ派遣する。
- ・緊急性の高い事案や集中的な支援が必要な場合に柔軟に対応できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・17名のスクールソーシャルワーカーを県内4教育事務所管内（小松6名、金沢9名、中能登1名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣する。
- ・スクールソーシャルワーカー1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を行う。
- ・元家庭裁判所調査官、元中学校教員、元警察官をスクールソーシャルワーカーとして採用

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

①「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定

- ・多様化する問題行動等の対策が県内の生徒指導上の課題となっている。そのため、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校の要望等により、生徒指導担当教諭、学級担任などへの支援等、学校における生徒指導に対する支援体制の強化に資する。また、家庭への働きかけや、児童相談所等関係機関との連絡調整を密に行い、課題解決への対応を図る。

②周知方法

- ・県教育委員会、市町教育委員会及びスクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会において周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・17名のソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

（2）研修回数（頻度）

- ・県内4教育事務所管内ごとに、毎月1回（8月を除く）行う。
- ・県教委主催の研修会を連絡し、自主的な参加を呼びかける。

（3）研修内容

- ・月1回程度、事例検討等から、指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、スクールソーシャルワーカーに対して学校への支援等の在り方について指導・助言を行う。
- ・県教委主催の「いじめ対応アドバイザー説明会」等の研修会に自主的に参加し、ソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（5）課題

- ・スクールソーシャルワーカーからの報告を分析し、頻度の多い事例に関連する研修をタイムリーに開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図る体制づくりに努めること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ・いじめが発覚した事案において、教職員による指導とは別に、いじめていた生徒に対してスクールソーシャルワーカー（元警察官）が面談を行い、元警察官という職歴を活用し自らの経験をもとに話をすることで、いじめていた生徒に対しいじめは絶対に許されない行為であることを、教職員と違う視点から気づかせた。また、指導後にいじめ被害に遭っていた生徒に対するいじめが再発せず安心して学校生活を送れるように、教職員とスクールソーシャルワーカーが連携して校内巡視をし、授業観察や特に教職員の目が届きにくいところでの関係生徒の実態を継続的に把握し見守ることで、いじめ解消後の再発防止となった。

(2) その他の活用事例

①問題の種別 学級崩壊 (10)

②改善事例の概要

- ・小学校5年生で授業規律を守れない男子児童3名に注意できない学級担任に対し、スクールソーシャルワーカーがアドバイスをするが、学級担任自身にあまり改善が見られず、その結果、男子児童3名を中心に授業中の立ち歩きや奇声を発するなどの行為が横行し、指導が入らないクラスとなった。保護者からの苦情もあり、学級懇談が開催され、学校から対応について説明をするが、保護者から学校や学級担任に対する対応の批判が噴出する。そこで、スクールソーシャルワーカー（元警察官）も同席して再度学級懇談を開催し、スクールソーシャルワーカーも関わって対応することを説明する。保護者は、第三者が関わるということを知り、学校に対する信頼感が芽生え、家庭と学校の関係改善が図られ、保護者も問題解決に向けて協力する状況となる。スクールソーシャルワーカーが問題のある学級の授業に加わって学級担任と協力して注意できる環境をつくったり、時には声かけを行い関係を築き、中心となっている男子児童3名と面談したり、また、保護者も授業を参観する等の協力体制が構築され、少しずつ授業妨害するような行為は減少していった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校では、警察等の関係機関との連携の必要性や重要性を理解しているものの、現実的には効果的な連携がまだまだ難しいのが現状である。しかし、本県ではスクールソーシャルワーカーの多くが元警察官ということもあり、派遣校においては、問題行動や保護者対応に関して、積極的に連携が図られ、警察への相談や通報がスムーズに行われている。その結果、スクールソーシャルワーカーが配置された学校からの警察への相談や通報の件数は、前年度の4.8倍となった。

(2) 今後の課題

- ・問題行動において、発達障害を抱えた児童生徒が加害者にも被害者にもなるケースが多くなっている。このような児童生徒に関して、スクールソーシャルワーカーが十分な知識をもって業務に当たれるよう、研修の在り方、内容を検討していく必要がある。
- ・携帯電話やスマートフォン等を所持し、「LINE」等を利用したいじめ問題の増加や児童生徒の交友関係の広域化が引き起こす問題行動の増加において、スクールソーシャルワーカーが相互に活動状況を報告し合う等して、学校だけでなく警察等関係機関との連携についてその広がりや深まりを求めていく必要がある。また、このような事案に対応していくために、スクールソーシャルワーカーが十分な知識をもって業務に当たれるよう、研修の在り方、内容を検討していく必要がある。

福井県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

（2）配置計画上の工夫

- ・9市には各1名配置（福井市のみ2名）。教育研究所（嶺北4町）および嶺南教育事務所（嶺南4町）に各1名配置。県内の全小中学校に対応できる体制を整備している。
- ・定時制高等学校7校には2名配置。
- ・スーパーバイザー（スクールソーシャルワーカー兼務）1名配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数19名……実人数13名
（社会福祉士6名、精神保健福祉士2名、教員免許状取得者6名）
- ・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務。（平成24年度、9市は年間33週）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定
（1ねらい 2配置状況 3支援過程 4実践事例 5スーパービジョン体制
6関係機関 7関係機関連絡先）
- ・4月当初に担当者連絡協議会にて、各市町、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、スクールソーシャルワーカー活動の学校、各種関係機関への周知依頼を行う。
- ・スクールソーシャルワーカーの研修会、事例検討会にて、学校、関係機関等への広報を依頼する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各市町・関係機関担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・研修会1回（年1回） ・事例検討会7回（1～2ヶ月に1回）

（3）研修内容

- ・研修会……「SSWを効果的に活用するために～チーム支援と校内支援体制～」という演題による大阪府スクールソーシャルワーカー兼スーパーバイザー、大学非常勤講師の講演及び事例検討会
- ・事例検討会……各スクールソーシャルワーカーからの事例について検討、スーパーバイザーによる助言

（4）特に効果のあった研修内容

- ・研修会では大阪府でスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーとして活動している講師の先生に、ケース会議の意義や持ち方、校内支援体制におけるスクールソーシャルワーカーの果たす役割等について話していただき、実際に関わった具体的な事例をもとに研修を進めることができた。

（5）課題

- ・アセスメントシートの活用をさらに進めるなどして、それぞれの事案の見立てや具体的支援内容の作成が適切にできるような力をつけていくことが必要である。
- ・カウンセラーとの合同研修等を行うなど、連携した支援体制を作ることが大切である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

小学6年生女子の事例。4年生進級時に申請が提出された。1、2年生の頃より友人からのいじめがあり、3、4年生も休みがちであった。5年生になると全く登校できなくなった。学校のことを考えると発汗や震え、腹痛等の身体症状があらわれ、買い物に行くと友人に見つかるのではないかと外出もできなくなった。

S S Wが家庭訪問しても会えないので、児童相談所担当と母の職場へ行き昼休みを待って話をした。母は以前の学校の方針に強い不満を持っており話し合う余地がなかったが、自宅訪問時には必ず手紙を残すように心がけ、週一回の定期訪問を続けた。また、本児は読書が好きということなので、学校の担任が連絡物とともに学校図書を毎週届けた。教頭も月に一回は自ら手紙を書き登校を促した結果、数か月で本児は借りた本の感想を書いてくるようになった。母も『忙しい』と言いつつもS S Wの話を少しずつ聞いてくれるようになり、「適応教室」などへの登校にも前向きになった。母との関係性ができるとメールも届くようになり、勤務明けの面談できる日を伝えてくれるようになった。

6年生になり『子供が中学校に行きたがっている。』との言葉をきっかけに、居住地の中学校とは違う学校の体験入学を計画した。体験入学を通して本人は自信をつけたようで前向きになった。在籍する小学校、受け入れ側の中学校、また市教委の緊密な連携があって大きく進むことができた事例である。

(2) その他の活用事例 ①不登校

中学2年生女子の事例。中学1年生の3学期より友人関係のトラブルが原因で学校を休み始める。2年生になっても登校は開始されず、学級担任等学校関係者との面会を拒む状態であった。校内支援ケース会議後、S S Wが家庭訪問を行い、本人と保護者との面接を開始する。数回の訪問の中で、本人が高校への進学に向け、学習意欲を示したため、地域内の教育支援センター（以下支援センター）職員を含めた支援ケース会議を開催する。利用状況および利用方法の確認等を行ったうえで、家庭訪問時に本人に伝え、支援センターの利用が開始される。時間帯、回数など本人の意向に沿ったかたちでの利用が開始され、支援センター内でも担当者との良好な関係が築かれていった。S S Wは家庭訪問を繰り返し、保護者の思い、本人の家庭や支援センターでの様子について聴取、要望があれば保護者の意向を学校へ伝える役割を担う。

また、定期的に管理職、学級担任、支援センター職員、S S Wが本人の様子や家庭状況などについて情報交換を行い、現状の共通理解に努めた。2学期後半からは、学習場所を学校へ移したいとの要望もあり、学校の相談室にて登校が開始される。学級担任を中心に支援センターの職員と学校での学習支援体制を整え、本人の学習意欲と学力の向上を重点的に支援することとなる。登校が安定するとともに特定の科目については、教室での授業参加が可能となり、テストの受験も可能となっていった。

学校以外の学習できる支援センターを利用した結果、柔軟な対応から本人が徐々に自信を取り戻していくことにつながったと思われる。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・24年度に支援を受けた児童・生徒は、小学生275人、中学生134人、高校生56人である。支援件数は421件で、その内21.1%は問題が解決し、36.8%は支援中であるが好転している事例である。問題が解決および好転した件数の割合は57.9%で、前年度の50.8%から7.1ポイント上昇している。
- ・学校、関係機関と連携した活動が定着しつつあり、家庭に係る問題など児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にS S Wの活動は欠かせない。

(2) 今後の課題

- ・S S Wの活動についての認知度が高まり、そのニーズが増加している。学校からの支援要請に応えられるようにS S Wの配置をさらに充実させていく必要がある。
- ・困難な事例に対応するために、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の採用を増やしていく。

山梨県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用したりして、支援することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名から4名を配置）
- ・社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるため）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 4教育事務所に合計10名配置。（4名配置が1箇所、2名配置が3箇所）
- ・資格 10名の資格は、社会福祉士4名、精神保健福祉士3名、教員免許6名、学校カウンセラー2名（重複もあり）
- ・勤務形態 原則1人あたり、1日4時間×週3日×35週＝420時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドラインや周知資料（A4判1枚の表裏のリーフレット）を作成し、全小・中学校に配付。
- ・全小・中学校への計画的な巡回訪問を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象・研修回数（頻度）

- ・運営協議会（参加者：大学教授、社会福祉協議会長、スクールカウンセラー、県民生児童委員協議会長、県社会福社会長、県精神保健福社会長、中央児童相談所相談支援課長、こころの発達総合支援センター所長、公立小中学校長会長・教頭会長、総合教育センター相談支援部長、県警少年課対策官、適応指導教室主幹、県児童家庭課児童対策企画監、PTA協議会長・スクールソーシャルワーカー・県教委事務局・事務所担当指導主事）を年2回開催している。
- ・担当者会議（参加者：県教委事務局・事務所担当指導主事・スクールソーシャルワーカー）を年3回開催している。

（2）研修内容

- ・教育事務所ごと計画的な巡回訪問を実施している。
- ・担当者会議において、事例検討を行うことなどで、お互いの情報共有と、支援の方向性の確認
- ・経験年数の長いスクールソーシャルワーカーを講師とした研修・グループ協議

（3）特に効果のあった研修内容

- ・経験年数の長いスクールソーシャルワーカーを講師とした研修・グループ協議
研修内容「スクールソーシャルワーカーとしての対応」
課題研究協議（グループ協議）「保護者対応とスクールソーシャルワーク」

（4）課題

- ・様々なケースに対応していくためにも、スーパービジョン体制については、必要性が高い。また、専門性向上のための研修会も必要となっているが、予算の都合上実施できない状態である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

- ・児童（発達障害），両親との3人家族，いじめられることが多いが，その都度学校は対応。解決をしてきたが，母親から本児に対する学校の対応への不満と不信感からSSWに要請があった。

◇状況の把握

- ・介入前は，母親のみ福祉課，医療関係などが対応

◇支援の方法

- ・SSWが両親との信頼関係を構築後，SSWが学校とのケース会議を父親も入れながら行った。
- ・本児と担任（本児から不信感をもたれている）のセッションもSSWが行い，その様子を学校と，両親に公開。共通理解をしていった。

◇結果

- ・親の不信感は軽減，引き続き親支援を含めた学校と関係機関の連携を調整，本児への教育支援を行う。

(2) その他の活用事例 <①不登校>

- ・中3男児（発達障害）の母親対応のケース。母子家庭で母親とともに知人宅で居候状態。住居定まらず生活状況が不安定なため，中3男児の不登校に対する支援が始まる。

◇状況の把握

- ・ケース会議（校長，教頭，学年主任，担任，養教，SC，市教委，市福祉課支援担当，生活保護担当，福祉施設職員）を2ヶ月ごと開催。
- ・SCと連携。SCの家庭訪問による母親や本児との面談。面談内容をケース会議で報告。ケース会議により，共通理解。

◇支援の方法

- ・SCによるカウンセリングから本人の今まで抱えていた課題を整理するきっかけとなった。
- ・SSWは，SCのカウンセリングを糸口に，関係者との定期的なケース会議を行なうことによって登校状況にも変化が見られてきた。

◇結果

- ・継続的なカウンセリングと組織的な支援により，本児と母親の変化を温かく見守りながら支援することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・H23（11人配置）：支援の状況309件中（28.1件/人）、解決72件、好転105件
- ・H24（10人配置）：支援の状況284件中（28.4件/人）、解決28件、好転95件

【好転した割合 H23：177件(57.3%) → H24：123件(43.3%)】

- ・児童生徒、保護者、学校に対して必要な社会資源を紹介し、繋ぐことができた。
- ・複数配置のため常に情報交換・連携が図られ改善したケースが多くみられるようになってきた。
- ・長いケース対応を通して当該校や対象児童生徒、保護者の笑顔や自信につなげることができた。
- ・周知活動や具体的な支援方法の提示により、学校にとって気軽な相談機関としての認識が高まった

(2) 今後の課題

- ・対応が一層複雑で難しいケースが増えてきているため、専門性向上のための研修会が必要である。
- ・問題を抱える家庭や児童生徒のうち、相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- ・周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。予算措置の必要性を感じる。

長野県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やさまざまな課題を抱えている児童生徒に対し、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、学校や不登校専門相談員とともに児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 県教育事務所にSSWを配置し、市町村と連携して課題解決にあたる。
- ・ 本県の広域性を考慮し、南信地区にSSWを1名増員した。（H22～）
- ・ 相談内容により、それぞれのSSWがもつ専門性から対応を検討し、相互に乗り入れ、または連携支援ができるようにする。
- ・ 各教育事務所の生徒指導専門指導員や不登校専門相談員とSSWで支援チームを組織し連携して、小中高の児童生徒や保護者等に専門的助言や訪問相談を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 24年度は東信、南信、飯田、中信、北信の5教育事務所に各1名配置。（計5名）
- ・ 1名につき年間570時間を上限とし、1日の活動は6時間を基本。
- ・ 社会福祉士（5名）精神保健福祉士（3名）
- ・ 移動は公用車利用を基本とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 不登校児童生徒地域支援チーム整備事業を県単独事業として、生徒指導専門指導員や不登校専門相談員等とSSWが連携して支援を充実していけるよう組織し、市町村教委や学校への指導助言をおこないながら、地域における相互連携体制の構築を目指していく。
- ・ 市町村、関係機関等の事例発表者や助言者として、要保護児童対策地域協議会や研修会等に参加することを通して、学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における支援体制の整備を図る。
- ・ SSWの役割と事例を掲載したリーフレットを作成し、平成22年3月に県内全市町村教育委員会、小・中高等学校や関係機関に配布した。
- ・ 年度当初、小中高等学校担当者、SCに対して、教育相談関係者連絡会議を開催し、各教育事務所の不登校児童生徒地域支援チームやSSWの業務を周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ 県下5教育事務所配置SSW（市町村配置SSWも参加）

（2）研修回数（頻度）

- ・ 県教委主催の全県研修会への参加・・・年2回（6月、11月）
- ・ SSW現任者情報交換会・・・年間5回
- ・ SSW全国研修会への参加

（3）研修内容

- ・ 全県研修会

6月「不登校課題の解消に向けて～家庭支援・保護者対応～」 峯本耕治氏（大阪弁護士会）

11月「学校教育の今日的課題と今後の対応～いじめ問題と不登校課題～」 森田洋司氏（大阪市立大学名誉教授）

- ・ 現任者情報交換会 医療、福祉、教育等SSWに必要な専門的技術の習得と事例検討会によるスキルアップ

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 喫緊の課題解決のため、SSW自らが企画運営する現任者情報交換会

（5）課題

- ・ 支援対象者の増加のため、研修時間の確保が課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【いじめの背景に発達障害が存在した事例】

- ・高1女子。家族構成は母、本人、弟(中2)。小学校低学年次、発達障害の診断。
- ・小中学校では対人トラブルが多く男子にいじめられることもあったが、地域の中で理解、支援がなされていた。
- ・母子関係の密着がみられ、本人の問題を母が解決していた。
- ・高校入学後、ラインによるトラブルから教室に入れず欠席がちとなる。トラブル発生時は養護教諭に訴えた。
- ・母親は「いじめ」と訴え、学校と頻繁に話し合いを持つが、担任への批判が強く、担任も疲弊気味であった。
- ・学校からSSWに相談が入ったため、関係者からの情報を得て、母子を入れての支援会議を開催し、全員の合意のもとに、医療～学校～家庭～障害者福祉が連携していくことを確認した。
- ・中断していた受診を再開し発達検査を受け、学校で配慮すべき点を医療機関と共有した。担任は、他の生徒に働きかけ、トラブルが起きた時の対処法等も確認した。
- ・障害者相談支援センターに繋げ、母の相談先と、本人の学習支援や卒業後も視野に入れた支援先を確保した。
- ・友人関係も広がり安定した登校になってきたが、体制が定着するまでは本人と母を入れた支援会議を継続した。

(2) その他の活用事例 ②暴力行為 ⑥家庭環境の問題

- ・高2男子18歳(原級留置)。学習意欲は低く、欠席が多い。家族構成は、父、母、弟(高2、中3、小5)
- ・両親は、子育てのしづらさから本人に対して暴力をふるったことがあるようだ。
- ・部室で喫煙しそれが発覚した。指導中に喫煙を報告した生徒に暴力をふるい怪我を負わせてしまう。
- ・本人、保護者、学校間で話し合いが持たれたが、親子ともに残留の意志は薄く、退学を決意することになった。
- ・母親は感情的になり、本人に対し自活を迫っていた。母親は学校と距離を置いている状況であった。
- ・学校としては、在籍中に今後の方向を示してやりたいことと、両親と本人の関係改善の可能性を期待し、SSWに介入依頼があった。
- ・学校と打ち合わせ後、父親、本人と面談し、双方に今後の連携機関を紹介する。
- ・ヤングハローワーク、ジョブカフェに本人とSSWが相談に行き、求職登録を行い、働くことについてのアドバイスを受ける。相談回数を重ねる中で、担当者とも関係が築かれ、面接トレーニング、履歴書の書き方等の指導も受ける。
- ・本人は、アルバイト探しに意欲的になり、自分で求人募集の申し込みをするなどの動きを見せた。
- ・若年者就業支援事業に移行し、SSWの支援を終結とした。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成24年度、406回の学校訪問、222回の家庭訪問、324名(小93、中171、高59、特支1)の児童生徒の支援に関わる。
- ・不登校141件中、33件が解決、29件が好転。家庭環境の問題162件中、28件が解決、37件が好転。発達障害63件中8件が解決、24件が好転。
- ・連携した機関[児童福祉機関と連携124件/保健医療機関と連携193件/その他専門機関と連携191件]

(2) 今後の課題

- ・SSWとSC、子どもと親の相談員、市町村ケースワーカーとの連携について調査研究を進め、総合的な地域相談支援体制の充実を図る必要がある。(25年度～27年度の3年間、東信、中信、北信教育事務所に各1名を増員し、地域の相談支援体制の強化を図る。)
- ・SSWの人材養成、人材確保、効果的な配置場所(スーパービジョン体制を含む)、人数及び活用のあり方について、研究を進める必要がある。SSWの有資格者(社会福祉士・精神保健福祉士)は限られているため、関係団体との連携を深めながら進めていくことが課題である。

静岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 学校を拠点とし、関係機関が連携して子どもが抱える問題に社会福祉の視点で関わり、子どもを取り巻く環境へアプローチを行うことで、問題の解決を図る。
- イ 学校や教職員が持っている力を活かし、包括的アセスメントによる学校支援を行うことで、子どもの背景を見てチームで対応できるように支援する。
- ウ 不登校、虐待、暴力行為等の子どもが抱える問題を支援する学校体制づくりを援助する。

（2）配置計画上の工夫

県内各市町への普及を図るように2年ごとに配置市町を替えている。平成24年度は、5市1町にスクールソーシャルワーカーを配置した。学校の実態や抱える問題に応じた適切な支援を行うため、拠点校型、派遣型、巡回型等、配置を工夫した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 配置人数 10人
- イ 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、教員免許状 等
- ウ 勤務形態 1日6時間以内、週29時間以内、年35週程度の勤務とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ビジョンの主な内容については、配置のねらい、スクールソーシャルワーカーの特性・業務内容、期待される効果・留意点、校内の生徒指導体制の組織化、市町教育委員会の支援等について記載している。配置市町教育委員会及び学校に送付し、周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、配置市町教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

年6回

（3）研修内容

- ア 講義 「スクールソーシャルワークとは」、「スクールソーシャルワークにおける学校、家庭、地域、関係機関との連携」、「児童虐待についてー被虐待体験と問題行動ー」
- イ 演習 「学校におけるアセスメントとプランニング」、「包括的アセスメント」
- ウ 協議 「各市町教育委員会における活用ビジョンについて」等
- エ スーパーバイザーによるスーパーバイズ

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーと配置市町教育委員会担当指導主事に加え、各校生徒指導主事等を交え講義や演習を行った。特に演習の事例検討では、スクールソーシャルワーカーが各校生徒指導主事をリードするファシリテータ役を務め、ケース会議における力量を高めることができた。

（5）課題

研修内容について一層よりよいものとなるよう、県の方針、スーパーバイザーの助言、各市町教育委員会や各スクールソーシャルワーカーの要望等を踏まえ検討を行う。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

被害生徒は、複数の生徒から嫌がらせ等を受けていた。発覚後、被害・加害生徒の双方から事情を確認し、保護者に連絡し事情説明するとともに、加害生徒・保護者が謝罪した。被害生徒は、幼い頃、母親からの虐待を受け、父親が引き取った過去を持っていた。家庭と連携した継続的な見守りが必要であると判断されたため、スクールソーシャルワーカーにも協力を要請し、被害者家族（父親、同校区内に居住する祖父母）と面談し、今後の対応について検討を行った。また、被害生徒とスクールカウンセラーとの面談を実施し、心のケアを図った。継続的なケース会議や見守りにより、嫌がらせ等のいじめが解消された。

(2) その他の活用事例

【事例1】 ①不登校

家庭内の急激な変化と母親の精神疾患が影響し、不登校になった児童への対応について相談があった。スクールソーシャルワーカーは、児童に関わる教職員から情報収集を行い、ケース会議を開催した。ケース会議では、母親を医療や相談機関につなげていくことが共通理解された。スクールソーシャルワーカー、教職員が母親に面談し、関係機関等を紹介した。その後、母親が通院する病院のケースワーカー等、外部の関係者も含めたケース会議を開催し、連携したプランニングを構築し、継続した対応ができた。

【事例2】 ⑥家庭環境の問題

児童の母親が顔を腫らして来校した際に、担任がそのことを尋ねると夫からの暴力が発覚した。担任がスクールソーシャルワーカーとの面談を勧めた。面談したスクールソーシャルワーカーは、DVは児童への心理的虐待にもあたり、学校体制として共通認識を持ち対応していくことを提案した。ケース会議では、兄が在籍する中学校の教職員、関係機関も参加した。各機関での役割を明確にして対応することで児童生徒の安定につながった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア 平成24年度は1,357人の児童生徒が支援の対象となった。スクールソーシャルワーカーが関わることで不登校や家庭の問題等を抱えた児童生徒や保護者に対し効果的な対応ができた。
- イ 平成24年度は、320回のケース会議が実施された。ケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで、包括的にアセスメントすることができ、解決に向けた取組が多角的になった。また、対象児童生徒への配慮事項を多くの教員が共有し役割分担が明確になった。
- ウ スクールソーシャルワーカーの働き掛けにより、他機関との連携が取りやすくなった。
- エ スクールソーシャルワーカーから見立て等を学ぶことで、教職員の資質が向上した。

(2) 今後の課題

- ア 人材の育成や確保、研修会などによるスクールソーシャルワーカーのスキルアップをいかに図っていくかは大きな課題である。現状や実態を把握し、研修会の充実に努めたい。
- イ 拠点校型は成果を上げているが、派遣型では、単発の対応のため、なかなかスクールソーシャルワーカーの成果が学校全体に浸透しにくい。配置市町教育委員会において、各市町の課題を掘り起こし、明快な活用ビジョンに基づく学校への支援の工夫が求められる。
- ウ 県の事業仕分けにより2年ごとに配置市町を替えている。課題として、3年目の市町単独配置に向け2年間で成果を出さなければならない。配置市町教育委員会への情報提供等の支援に努めたい。

三重県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

小中高等学校において福祉的なアプローチの必要な事案や深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

平成24年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項等に基づき、県教育委員会事務局に4名を配置し、要請のある学校や県教育委員会が必要と判断した学校に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 県教育委員会事務局に4名配置
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等
- ・ 7時間×126日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 指針の内容は、①スクールソーシャルワーカーの支援目的、②支援内容、③支援までの手続き、④三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について。
- ・ 周知方法は、県教育委員会のホームページに掲載予定。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー 4名

（2）研修回数（頻度）

- ・ 年間4回のスーパーバイズ
- ・ 年間17回の事務局職員による研修会
- ・ 各種研修会への参加

（3）研修内容

- ・ スクールソーシャルワーカーの業務に関連する研修会、研究大会への参加。
- ・ スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員が関わった事例研究。
- ・ 事務局職員による人権研修や生徒指導、若者就業サポートセンターによる不登校・中途退学・ニート等についての研修
- ・ SSWの効果的な活用等について、大学教授による年間4回のスーパービジョンの実施。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 大学教授によるスーパーバイズ
事例を基にした研修

（5）課題

- ・ 三重県内にスクールソーシャルワークの専門家がないために、県外の専門家である大学教授を招聘せざるを得ない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【状況及び対応と経過】

- ・小5女子Aが主になり女子Bと、同クラス及び低学年の児童に対して暴言が頻発し、被害児童や他保護者からの苦情があった。教師からの注意・指導に対して反省する姿がみられない。また父親は「やられたらやり返せ！」という教えであった。SSWの支援要請内容としては、AおよびBへの担任の関わり方、他の教職員の関わり方、保護者への対応方法が挙げられた。
- ・SSWによる聞き取り、授業観察、担任コンサルテーションから、担任には、クラス全体をまとめる力があること、また児童の家庭背景や保護者の傾向なども把握しているにもかかわらず、問題行動が継続していることから、ケース会議で児童の家庭背景など検討することになった。
- ・ケース会議では、管理職と5年担任（2人）、6年担任（3人）、市教委指導主事、SSWと共に、Aのエコマップを作成していく中、父親側の情報が少ないこと、保護者の子どもへの思いが不明確であることが確認され、児童の学校での不適切な行為への保護者の関わりを促すため、担任から保護者への働き掛けが必要であると確認。また「関わりにくい児童」へのアプローチを、クラスづくりや授業の中で工夫していく必要性が、市の生徒指導主事から確認された。他クラスの状況や働きかけなどが共有された。

【結果】

- ・ケース会議で児童の背景の理解や支援の手立てを確認することで、担任はクラス内児童の関係性と各々の様子を以前より把握するようになり、また隣クラスの担任のアプローチを参考にするようになったことから、担任自身の主体的な動きへの変化が出始めた。AやBのクラス内での関係性の難しさはあるものの、暴言は止まっていった。

(2) その他の活用事例 ①不登校

【状況及び対応と経過】

- ・中3男子C男が授業中に骨折して休みがちであったが、完治した後学校に来なくなり不登校状態になった。そのことで保護者が当初の学校の対応やその後の対応について不満や不信感をもち、その対応に苦慮していることから、スクールソーシャルワーカーの派遣要請がなされた。
- ・学校と保護者の関係が膠着し、このままでは関係改善が難しいと思われるため、SSWが母親との面接を通し、学校と保護者のつなぎ直しを行った。
- ・SSWとの面接では母親の不安は大きい、「このままではいけない、学校に連れて行きたい」との思いが語られた。また、学校への不満だけではなく生活全体のしんどさも吐露された。
- ・母親の不安感や生活のしんどさを解消するため、学校以外で母親が相談できる機関を検討した。
- ・管理職や担任に対し、母親の思いや状態について説明し、今後の対応について検討した。
- ・父親にC男の通学や家庭での母親へのフォローをお願いし、了解を得られる。

【結果】

- ・C男は楽しく登校できている。また、家での表情が見違えている。今の状況をできるだけ継続し、母親に安心感を与えていく。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・福祉的なアプローチが必要な児童生徒、家庭等への支援を積極的に行うことにより、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、学校内外のネットワークづくりが進んだ。また、これらの過程の中で、教員個人が安心感や自信を持つとともに、教職員集団の連帯感が高まるなど心理的な効果が高まった。
- ・平成24年度のスクールソーシャルワーカーの訪問学校数は、前年度の1.6倍（23年度38校→24年度62校）になり、ますます福祉等関係機関とのネットワークのニーズが高まっている

(2) 今後の課題

- ・社会福祉士や臨床心理士等、専門的な知識や経験を有する人材の確保

滋賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の問題解決を目指し、スクールソーシャルワーカーの持つ福祉的な支援方法を学校に取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

不登校等の課題の大きい小学校にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、スクールソーシャルワーカーおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○スクールソーシャルワーカー 7名（8小学校配置）

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、保健士、養護教員免許、中学校教員免許、教育カウンセラー
勤務形態：1校あたり1回6時間、週2回、年間30週

○スーパーバイザー 5名（42小中学校派遣）

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、保健士、養護教員免許、教育カウンセラー
勤務形態：一校あたり年間3回、計10時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

[内容]

・滋賀県が大切にしている考え方（スクールソーシャルワークの視点とは）、スクールソーシャルワーカー活用事業のねらい、スクールソーシャルワーカー活用事業の特徴、本県におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の変遷

[周知方法]

・4月開催の連絡協議会の場で周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW研修会…スクールソーシャルワーカー、配置校・派遣校事業担当教員、市町教委事業担当者
- ・SV研修会…スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW研修会…年間3回
- ・SV研修会…年間6回

（3）研修内容

- ・SSW研修会…「SSWの役割と不登校への具体的支援」「アセスメントとプランニングの重要性」「有効なケース会議の進め方」「保護者対応と期間連携」「ケース検討」
- ・SV研修会…各ケースへのスーパーバイズ、ケース検討

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SSW研修会では、わかりやすい具体的な内容での講義を行ったことで担当教員への本事業のねらいについて理解が深まった。また、グループによる演習を取り入れ、具体的な事例をもとに支援方法等を協議し、アセスメント・プランニングの重要性やケース会議の進め方についてより理解が深まった。

（5）課題

- ・それぞれのスクールソーシャルワーカーが必要とする研修会になるよう仕組んでいく必要があると考えられる。そのために、ワーカーのニーズを調べ、どんな研修会を仕組んでいくかを計画的に進めていく必要があると感じている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

【活用事例】 いじめ

自分も被害者であるかのように装いながら物を隠したり、作り話（ウソ）のデマを流したりと、巧妙かつ陰湿なイジメを繰り返す女児に対し、教師達は、本人にいかに関与した行為を認めさせるかについて検討していた。しかし対応の難しさを感じていたため、SSWは解決に向けたケース会議を提案した。対象の児童は転校生だったが、各方面から情報を集め、家庭環境や生育歴、幼稚園における帰りの迎えの様子など様々な情報が得られた。新たな情報が入る都度、教師たちは児童に対する認識が変化していった。アセスメントが深まるに連れて指導の方針も変わり、まずは本児の行動の背景に何があるかを理解しようという姿勢へと変化した。謝罪等で解決に導くのではなく、児童がどのような想いを隠し持っているかを丁寧に聴き取っていくことが最初のプランニングとなった。情報を得ることの意味と、その大切さを改めて考えさせられた。

(2) その他の活用事例

【活用事例】 ①不登校

6年生女子、週に1回適応指導教室に通えるのみであった。2週間に1～2回家庭訪問を重ねて本児へのエンパワーや家族のアセスメントを行った。母親に自閉傾向があることや、父親が定年退職し経済的な心配があること、兄は広汎性発達障害で支援を要することなどから、要支援家庭として通告をし、要保護児童対策地域協議会において協働支援体制を組んでいただいた。医療との連携で本児の望む特別支援学級での入学が可能となった。3学期には本児が好きなカメラを持って外に出かけ中学校までの道のりをともに歩いた。撮影しながら卒業式の迎え方や中学校見学の仕方に向けての相談をし、本児の意に沿った支援の仕方を準備することができた。撮影した写真を担任とともに学校のコンピュータ室で見たり、小学校の校舎内を撮影したりする目的で放課後登校を始め、卒業式には学級に入って出席することができた。見学時から中学校の先生につながり現在も連携を続けている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・配置校における月7日以上欠席した児童のべ人数の在籍率が、前年度より0.21%減少した。また、月全日欠席した児童のべ人数の在籍率も前年度より0.36%減少した。
- ・平成24年度の配置校において、関係機関と205件連携し、前年度に比べ6件増加した。また、校内教職員と1361人連携し、前年度に比べ177人増加した。（共にのべ人数）
- ・配置校、派遣校における支援の対象となった児童生徒数は、前年度は386人であったのが、24年度は460人に増加した。

月7日以上欠席者	H23	H24
SSW配置小学校	4.20	3.99
月全日欠席者	H23	H24
SSW配置小学校	0.91	0.55

(2) 今後の課題

- ・不登校児童生徒の状況が改善し上記の成果は見られるものの、各校の事業担当者に行ったアンケートより、配置校・派遣校ともに「学校全体への広がり」の項目の評価が低いという結果であった。学校全体へ広がりのある事業展開をしていくために、さらに工夫した取組が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上、人材育成が必要とされる。

京都府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒に基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援する。

（2）配置計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

（3）配置人数・資格・勤務形態

《小学校》22人 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤講師 週27時間（年間）

《中学校》18人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤講師 週2回 1回6時間（年間35回）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告書等を定め、配置校とスクールソーシャルワーカーに文書や口頭で周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会担当者、校内コーディネーター

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回（5月、10月、3月）の全体連絡協議会
- ・年2回の地域別連絡協議会（一部地域）
- ・スーパーバイザー巡回相談（年間約40回）

（3）研修内容

- ・効果的な活動が展開されるように交流協議を行ったり、事例研や講演を行ったりしてスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。
- ・市町教育委員会担当者や校内コーディネーターを含めた研修会も実施している。
- ・スーパーバイザーを配置し、配置校巡回相談で、ケースへの対応を行ったり研修会で活動や連携の在り方等についての講演を行ったりしている。（個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめの細かい指導や助言が受けられるような体制をとっている。）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・各スクールソーシャルワーカーより提出された支援事例集を中心とした事例研
- ・スーパーバイザーによる、ソーシャルスキルの視点とチーム支援体制についての講演

（5）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上とコーディネーター機能の向上に向けて、効果的な活用法等の研修会開催の必要性

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（まなび・生活アドバイザー）

- 普段はおっとりしており、行動のリズムが他児のペースと合わないことや独特の言葉遣い等により、何かと嫌われたりからかいの対象にされたりする。
- 担任、少人数指導加配等が、学級指導に入り、周りの児童達の本児への関わり方について深く考える取組を行う。その中で自分達の関わりがいかにも本児の心を傷つけるものであったか、それが「いじめ」という行為につながるものであることを深く考えさせることができた。
- 担任は授業中に本児の様子に注意し、自分の世界にこもることのないように声をかける。
- 加配教員はトラブルが起ころうな時間帯に特に留意しトラブル回避に努める。
- まなび・生活アドバイザーは本児のパニックや飛び出し等への対応、相談室でのクールダウンを行う。
- 女性への接触行為が母親への愛着行動の可能性があることから、担任、少人数指導加配、まなび・生活アドバイザー等が母親との信頼関係をさらに濃密に結べた時点で医療機関へつなぐという中期目標をもつ。
- 学級の児童たちが多くの場面で本児と普通の接し方ができるようになり、本児が登校を嫌がることがほぼなくなってきた。母親が心理的に安定でき、温かく我が子に接することができるように、まなび・生活アドバイザーが相談相手となり一層の信頼関係を築く。

(2) その他の活用事例

- 本児（中3）、兄、母親の母子家庭。母親は夜勤含むシフト制での福祉施設勤務。
- 本児は発達障害を抱え、服薬を始めた頃から登校しぶりが強くなり、母親からの不適切な養育が顕在化。
- 母親は思考パターンが極端であり、こだわりあり（学校をさぼるとご飯抜き）
- 学校は本児と母親に対し、信頼関係を築きながら登校支援をすすめる。登校した時は、多くの教員やまなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーター等が話を聞いた上で、できるだけ教室に戻るよう促す。
- 学校は母親に対して、本児の将来に対する不安に寄り添う支援を続け、学校が医療機関と連携することに、母親から同意を得る。
- 市子育て支援課に毎月定期的に報告を行う。
- 母親のしんどさに寄り添いながら、本児の高校進学、自己肯定感を支えられるよう校内支援体制を築いている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカー一人当たり約180人の校内教職員と連携し、ケース会議を年間平均約35回程度開催するなど、校内職員をはじめ教育関係機関との連携が進み、専門性を生かした支援が行われた。特に管理職やSCとの連携が増加するなど課題解決が難しいケースについて取組が進められ、全体の40%弱のケースが解決ないし好転した。

(2) 今後の課題

- ・スーパーバイズを生かしたスクールソーシャルワーカーの資質向上と、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための校内のコーディネーター機能や協働体制の充実を図る中、ケース会議を充実させ、課題解決に当たる必要がある。

大阪府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うために、政令指定都市、中核市を除く府内の各市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。

（2）配置計画上の工夫

○各市町村教育委員会の昨年度までの活用状況や活用計画等に基づいて計画的に派遣する。

※配置型…あらかじめ指定した学校に配置　派遣型…生じた事象に応じて随時市町村教育委員会から学校に派遣　巡回型…配置された域内の学校を定期的に巡回　拠点校型…特定の学校を拠点に、必要に応じて他の複数の学校を担当

○SSWの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数　28人

○資格

- ・社会福祉に関して専門的な知識、経験を有する者(社会福祉士及びそれに準ずると認められる者)で、過去に小学校、中学校において相談、援助活動をした経験がある者
- ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない者
- ・スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○これまでの活用事例の実践をまとめた「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し市町村におけるSSWの活用促進を図っている。

○年度当初より、事業関係者（市町村教委・全SSW）に各所管小中学校の状況等を踏まえた計画的な活用を求めるとともに、進捗状況を月ごとに把握している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー
- チーフスクールソーシャルワーカー
- 市町村教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）11回

（3）研修内容

- 講義（不登校・虐待・問題行動・発達障がい等）
- 実践報告
- グループワーク

（4）特に効果のあった研修内容

各市町村教育委員会のスクールソーシャルワーカー担当者とスクールソーシャルワーカーを対象とした研修会で、スクールソーシャルワーカーと担当者が協力して実践報告を行うに際して、活動について丁寧な振り返りを行うことができ、その後の活動がより効果的になるとともに、他の市町村のスクールソーシャルワーカー活用状況を理解することで、各市町村のその後の活用に活かされた。

（5）課題

スクールソーシャルワーカーの経験年数等によりスキルに差ができてきており、全てのスクールソーシャルワーカーのニーズに合う研修内容や必要性を踏まえた研修を工夫していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

女子児童Aと同じ学級の女子児童Bは、5年生の3学期頃から「お腹が痛い」等と休むことがあった。6年生になり休む回数が増え、登校もしぶるようになる。担任が聴き取りを行ったところ、いつも同じグループにいるAから無視をされていることがわかった。2人で遊ぶ時に、プリクラやお菓子の代金などをBが支払うことが何度もあったという。

担任は、家庭訪問をしてBからも直接話を聞いた上で、Aに事実を確認した。AはBへの行為を認めたが、今回のことをAの保護者に伝えられることを極端に恐れた。Aに事情を聴くと、「こんなことが母親に伝わると、何をされるかわからない」と、母親から暴力を受けていることを告白した。

学校は、被害のBへの対応を進めながら、同時に、A及びAの保護者への対応や支援を行う必要があると判断し、教育委員会に経過報告を行うとともに、A及びAの保護者への対応についてスクールソーシャルワーカーを活用した。

(2) その他の活用事例

○不登校

6年生の女子児童Cは、5年生時の友だちとのトラブルを理由に、祖母が一度も登校をさせていない状況である。6年生時の4月の家庭訪問ではCと話ができたが、それ以降は全く連絡が取れないままになっていた。支援学級担任を中心に家庭訪問を継続的に行い、ポスティングをしているが連絡がつかないままであった。児童と会えない場合は、学校だけでの対応では教職員が無力感に陥り、限界があった。

このような状況の中、スクールソーシャルワーカーはケース会議において、本児・保護者・祖母のアセスメント、プランニング及びそれに基づいた取組について評価を行うなど、次の活動につなげていった。その結果、学校から児童相談所へ事前に情報を提供しておくなど、関係機関と共に対応を図ることができ、登校状況の改善が図られた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校、児童虐待等に対応するため、学校と福祉機関等をつなぐスクールソーシャルワーカーを市町村に計画的に派遣し、対応ケース数も417件（H17）から1,094件（H24）と増加し、より多くの児童生徒のケースに対応ができるようになった。また、スクールソーシャルワーカー活用のニーズが高まることにより、市町村でスクールソーシャルワーカー事業を行う動きが増加し、本府の活用事業をモデルとして、平成24年度は政令市を除く23市町村（56%）が取組みを進めている。

(2) 今後の課題

多様化・複雑化する問題行動やいじめ・児童虐待等への対応については、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用する必要がある。そして、さまざまな課題に対応できるようにスクールソーシャルワーカーの人材確保、資質向上が今後の大きな課題である。現在、スーパーバイザー機能を充実するために、弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を有する者に加え小中学校の管理職経験者をスーパーバイザーに加えて、全体の資質向上に取り組んでいるところである。

兵庫県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成24年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童虐待への対応
- ・学校と地域・家庭や関係機関との連携強化

（2）配置計画上の工夫

学校からの要請により派遣する「学校支援チーム」の一員として、学校OB・警察OBとともに県内6か所にある教育事務所に配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 6名
- ②資格 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者
- ③勤務形態 週29時間勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針となる「SSWの効果的な活用のために」を策定。県内の教育事務所・教育振興室、市町組合教育委員会及び学校に送付し、SSWの効果的な活用を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象（全県研修）

第1回（学校支援チーム連絡協議会）

対象：学校支援チーム（教員OB、警察OB、SSW）、各教育事務所担当指導主事等

第2回（スクールソーシャルワーカー連絡協議会）

対象：SSW、各教育事務所担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

全県研修（年2回）、地区別学校支援チーム連絡会議（年2回）、教育事務所や派遣先の学校におけるケース会議等（随時）

（3）研修内容（全県研修）

第1回：①学校支援チームによる事例報告及び協議

②講話「子どもたちのために今できること～いじめ問題への支援をとおして～」

講師：森田洋司（大阪市立大学名誉教授、大阪樟蔭女子大学前学長）

第2回：SSWによる事例報告及び協議

（4）特に効果のあった研修内容

- ・第1回全県研修の森田先生による講演は、いじめのメカニズムや海外におけるいじめの状況など、いじめ問題を様々な視点からとらえたものであり、今後の学校支援等に役立つ内容であった。
- ・第2回全県研修では、一人1事例を持ち寄り、具体的な事例を通じて、スクールソーシャルワーカーとしての関わりについて協議することができ、資質向上につながる内容であった。

（5）課題

スクールソーシャルワーカーは、福祉分野の専門性を持ち合わせているが、学校への支援にあたっては、学校のしくみや現場の先生方の考え方を十分踏まえる必要がある。今後も、スクールソーシャルワーカー同士の情報交換や研究協議、学校で発生している生徒指導上の諸問題への対応事例について、研修を進めていきたい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

(1) いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例

いじめ問題が発生し、その関係校が複数あったり、さらに学校種が異なったりする場合、学校間の連絡調整なしに解決を図ることはできない。本県では「学校支援チーム」の一員として関係校に派遣されたスクールソーシャルワーカーが、各学校の連絡・調整にあたるだけでなく、関係校や関係機関を集めたケース会議を開催し、情報交換する中で、関係児童生徒や家庭に対する支援の内容や役割分担を決め、いじめ問題解決に向けた取組を進めている。

(2) その他の活用事例 (③児童虐待)

小学校6年女児が虐待の疑いがあるとのことで、学校長から相談電話を受ける。スクールソーシャルワーカーから虐待の通告義務について説明するとともに、当該市の家庭児童相談員とともに学校訪問を行い、子どもや保護者への対応について協議を行った。

4人姉妹のうち、本児のもつ特性等、いくつかの要因により、母親は本児に育てにくさを感じていた。また、夫婦間がストレス関係であったり、地域等との関係が希薄であったりしたことで母親が孤立し、ストレスを抱えていた。

夏休みに子どもの様子が長期に確認できないことから、地域（民生児童委員、主任児童委員）及び関係機関（家庭児童相談員、姉妹の在籍校等）と小学校とのケース会議を開催した。情報収集する中で、母親がA教諭に信頼を寄せていることが分かったので、A教諭とスクールソーシャルワーカーが定期的に情報交換を行い、それらを小学校と共有した。また、母親の対処能力が高められるような声かけをしってもらうよう、スクールソーシャルワーカーからA教諭に依頼した。

スクールソーシャルワーカーが、教職員や関係機関、地域と協働し、チーム支援体制構築のサポートをしたことにより支援の効果が得られ、学校の負担感の軽減を図ることができた。また、両親の子育てに少しずつ変化が生じ、本児との関係が改善しつつあり、現在、虐待の事実は確認されていない。今後、支援体制の連続性を視野に入れたチーム体制の構築が必要である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校だけで解決な困難なケースについて、スクールソーシャルワーカーが関わることで、児童生徒や学校を支援するネットワーク体制が構築され、多面的な支援が可能となった。
- ・学校支援チームの一員として、学校や警察関係者と違った視点からの見立てや助言を行うことにより効果的な支援を行うことができた。
- ・児童虐待が疑われる問題が増加する中で、学校現場が積極的にスクールソーシャルワーカーを活用し問題解決を図ろうとする意識が高まった。

〈スクールソーシャルワーカーへの相談件数〉（H24年度）

面接相談件数	888件
電話相談件数	233件
児童虐待相談件数（内数）	83件

(2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの認知度は年々高まりつつあるが、その活動内容については、校長や生徒指導担当教員が、その役割を十分理解していなかったり、スクールソーシャルワーカーに問題解決を任せてしまったりすることがあり、今後もスクールソーシャルワーカーの機能や役割について理解を深めるための取組が必要である。
- ・兵庫県全体で6名配置ということで、一人あたりのスクールソーシャルワーカーの担当地域が広域にわたるため、継続的な活用が十分にできないところがある。